## インフルエンザによる欠席期間の報告書【明石市内保育所(園)・こども園】

組名前

保育所(園)長・こども園長 宛

《インフルエンザ罹患者》

医療機関	保護者名										
_	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
日にち											
平熱になっ											
た日に〇											

《受診した医療機関》《	《受診日》	<b>令</b> 相	年 .	月	日
-------------	-------	------------	-----	---	---

## 【記入方法及び留意点】

- ○インフルエンザと診断された場合は、必ず施設へご連絡ください。
- ○インフルエンザの場合、以下の2つの条件を満たさなければ登所(園)できません。
- ①発症した後5日経過している。②熱が下がった後2日(幼児は3日)経過している。
- ※こども園の幼稚園部分は「出席停止」の扱いになります。(学校保健安全法施行規則第19条)
- ○登所(園)する日に、必要事項を記入したこの報告書を施設に提出してください。

(医療機関で書いてもらう必要はありません。)

○インフルエンザへの罹患が疑われる場合は、この報告書を医療機関に持参してください。

## 医療機関で聞いた発症日 を記入してください。 発症後、最低5日間は登所(園)できません 発症日 1日目 2 日目 3 日目 | 4 日目 | 5 日目 7日目 8日目 6日目 例1 日にち 1/20 1/21 1/22 1/23 1/24 1/25 1/26 1/27 平熱になった日に〇 0 1日目 2日目 3日目 登所(園)可能 1/24 例2 | 日にち 1/20 1/21 1/22 1/23 1/25 1/26 1/27 1/28 平熱になった日にO 2日目 $\circ$ 1日目 3日目 登所(園)可能 熱が下がった後3日間は登所(園)できません

## 《インフルエンザでのご家庭での注意点》

- ・元気がなくなった、何度も吐く、咳で夜眠れないなど、いつもと違う様子がみられた際は、 早めに病院を受診してください。
- ・異常行動が見られることもあるため、発症後、発熱している間はお子様が一人にならないよ うにしてください。
- ・けいれんを起こしたとき、呼びかけに応答しないときは、至急、病院を受診してください。
- ・発熱や咳が続くなど症状が残るときは、再度受診してください。

明石市こども育成室

明石市医師会